○財務省告示第六十号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年二月二十四日

財務大臣　菅　直人

「年三・六パーセント」を「年三・三パーセント」に改める。

○文化庁告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年二月二十四日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
ウサクマイ遺跡群	昭和五十四年文部省告示第九十九号	千歳市（北海道）

○厚生労働省告示第五十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社ＢＭＬフード・サイエンスについて、平成二十一年九月十九日をもってその主たる事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月二十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地
東京都新宿区西落合二丁目十二番十四号	東京都豊島区池袋二丁目五十一番十三号

○農林水産省告示第三百七十三号

品種登録後に登録品種の名称が変更されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十八条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

登録品種の番号及び年月日	変更前の登録品種の名称	変更後の登録品種の名称
第15693号 平成19年10月22日	フィグランド　ロゼ	フィグランドロゼ

○国土交通省告示第百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

別表四の項中、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄を「大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十号」から「大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号」に改め、別表九の項中、業務区域欄を「北海道札幌市、宮城県仙台市、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県及び愛知県の全域」から「北海道札幌市、宮城県仙台市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県及び愛知県の全域」に改め、同表に次のように加える。

二十三	富士建築コンサルティング株式会社	神奈川県川崎市麻布区万福寺一丁目一番一号	省令第十五条第一号から第六号及び第九号から第十四号に掲げる区分	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県及び静岡県の全域	神奈川県川崎市麻布区万福寺一丁目一番一号	平成二十二年一月十九日	指定をした日から五年間

○関東地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野市大字中御所字岡田三〇番二〇地内	前	二四・八〇メートル～二四・八〇メートル
	後	二九・〇〇キロメートル～二九・〇〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市大字中御所字岡田三〇番二〇地内	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　太田都市計画道路事業三・二・二号東毛幹線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月二十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県太田市東別所町及び大泉町坂田地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平